

中勢用水地区 安濃ダム付帯設備耐震性能照査業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(機能保全計画策定事業)により、国営中勢用水農業水利事業で整備された安濃ダムの付帯設備等を対象に耐震性能照査を行うものである。															
(場所及び対象設備) 第1-3条	本業務において対象とする安濃ダムの付帯施設は、三重県津市芸濃町河内地内であり、「(別紙1) 対象施設」及び別添一般図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。															
(管理技術者) 第1-6条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1" data-bbox="411 1541 1278 1794"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業一農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業一農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考														
(照査技術者) 第 1－7 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 共通仕様書第1-7条第4項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。 1) 業務計画書作成段階 2) 解析用物性値の整理・入力地震動整理・設定段階 3) 耐震性能照査段階 4) 報告書原稿作成段階 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木又は農業農村工学														
	農業	農業土木又は農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。															

項 目	内 容				備 考
(作業条件) 第2－2条	番号	名 称	発行所	制定(改訂)年月	
	1	農業用ダム付帯設備耐震性能照査マニュアル	農林水産省農村振興局	R4. 2	
	2	土地改良事業計画設計基準・設計「ダム」	(公) 農業農村工学会	H15. 4	
	3	土地改良事業設計指針「耐震設計」		H27. 5	
	4	官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 平成8年度版	(一社) 公共建築協会	H16. 4	
	5	配電盤・制御盤耐震指針 (JEM-TR144)	(一社) 日本電機工業会	H29. 3	
(参考図書) 第2－3条	本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 資料の検討等の結果、耐震性能照査に当たって現地での調査が必要となった場合は、監督職員と協議することとする。 (4) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分に把握した上で実施するものとする。 (5) 建築構造物耐震性能照査の現地調査結果により、コンクリートの圧縮強度試験（コア採取）や測量（床面のレベル測量）等の追加調査が必要と判断した場合は、監督職員と協議するものとする。 (6) 検討の結果、対象施設以外の安濃ダム設備に耐震性能照査の必要性が明らかとなった場合は、本業務にて照査することについて監督職員と協議することとする。 (7) 検討の結果、作業内容を変更追加する必要性が生じた場合は、監督職員と協議することとする。				
	本業務の参考とする図書は、共通仕様書第2－1条によるほか次表によるものとする。				

項 目	内 容				備 考
(貸与資料) 第 2－4 条	号	名 称	発行所	制定(改訂) 年月	
	1	大規模地震に対するダム耐震性能照査指針（案）・同解説	国土交通省河川局	H17. 3	
	2	電気設備計画設計技術指針(高低圧編)	農林水産省農村振興局	R元. 9	
	3	配電盤・制御盤の耐震設計指針	(一社)日本電機工業会	H29. 3	
	4	道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）	(公社)日本道路協会	H29. 11	
	5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説－IV. 水門・樋門及び堰編－	国土交通省水管理・国土保全局治水課	R2. 2	
	6	ダム・堰施設技術基準（案）	(一社)ダム・堰施設技術協会	H28. 3	
	貸与資料は、次のとおりである。				
	分 類	貸与資料		数量	
	現況関係資料	土地改良施設整理台帳付属図面		1式	
事業誌	中勢用水地区 事業誌		1式		
	安濃ダム 技術誌		1式		
完成図書	平成25年度 中勢用水地区 安濃ダム電気設備更新工事		1 式		
	令和2年度 中勢用水地区 安濃ダム管理設備更新工事		1 式		
報告書	令和6年度 農業用ダムゲート設備等耐震性能照査業務		1 式		
その他	その他必要資料		1 式		
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2－5 条	第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は作業時点の最新版を用い作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。				

項 目	内 容	備 考
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 (作業の留意点) 第3-2条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「(別紙2) 作業項目内訳表」に示すとおりである。 業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第2-4条や第2-5条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料、受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 各種検討等に用いる数値は、計算手法及び出力を明示するものとする。 (4) 入力地震動を設定する際は、過年度に実施した安濃ダム堤体の耐震性能照査で設定した地震動を参考とする。 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。 (1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。 (2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	写真を撮影する必要はない。 (4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 (5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(解析用物性値の整理・入力地震動整理・設定段階) 第3回 中間打合せ(耐震性能照査段階) 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部 (2) 成果物の出力(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 1部	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通4丁目8番 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所	

項 目	内 容	備 考
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他	
第7章 業務スライ ドの試行	1. 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。 2. 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 3. 発注者又は受注者は、2.の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 4. 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 5. 2.の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2.中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 6. 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2.～5.の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 7. 6.の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 8. 4.及び7.の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2.、6.の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。	

項 目	内 容	備 考
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8－1 条	9. 業務スライドの試行に係る運用については、1. に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとする	

(別紙 1)

対象施設

名称：安濃ダム

施 設 項 目	構 造 形 式 等	数 量
建築構造物	1. 管理所 RC 造 3 階建て	1 棟
	2. 取水塔上屋 RC 造平屋建て	1 棟
	3. エレベータ塔 RC 造 2 階建て	1 棟
	4. 幹線水路放流工上屋 RC 造平屋建て	1 棟
	5. 洪水吐中間ピア上屋 鉄骨造平屋建て	1 棟
	6. 洪水吐端ピア上屋 鉄骨造平屋建て	1 棟
	7. 洪水放流管非常用ゲート上屋 RC 造平屋建て	1 棟
	8. 洪水放流工上屋 RC 造平屋建て	1 棟
操作管理設備	管理所内（電気設備、通信設備、警報設備）	1 式

(別紙 2)

作業項目内訳表

作業項目	作 業 内 容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 管理所			
2-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から管理所を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
2-2. 耐震性能照査	2-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
3. 取水塔上屋			
3-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から取水塔上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
3-2. 耐震性能照査	3-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
4. 幹線放流工上屋			
4-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から幹線放流工上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
4-2. 耐震性能照査	4-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
5. エレベータ塔上屋			
5-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等からエレベータ塔上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
5-2. 耐震性能照査	5-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
6. 洪水吐中間ピア上屋			
6-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から洪水吐中間ピア上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
6-2. 耐震性能照査	6-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及	1 式	

	び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。		
7. 洪水吐端ピア上屋			
7-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から洪水吐端ピア上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
7-2. 耐震性能照査	7-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
8. 洪水放流管非常用ゲート上屋			
8-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から洪水放流管非常用ゲート上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
8-2. 耐震性能照査	8-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
9. 洪水放流工上屋			
9-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から洪水放流工上屋を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
9-2. 耐震性能照査	9-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
10. 操作管理設備			
10-1. 耐震性能照査手法の検討	貸与資料等から操作管理設備を対象に構造設計を整理し、想定される地震時の損傷形態を元に、各設備の耐震性能照査手法や要求性能を検討する。	1 式	
10-2. 耐震性能照査	10-1. の結果を基に、建築物の耐震安全性の分類について、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」にて耐震性能照査を行う。	1 式	
11. 業務照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
12. 点検取りまとめ	成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	